

千葉県障害福祉サービス事業所等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市における障害福祉サービス事業所等（以下「施設」という。）の整備を促進するため、社会福祉法人等が行う施設整備に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該社会福祉法人等に対し補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「国要綱」という。）第2の3に規定する施設整備であって、国要綱第2の2に規定する施設等のうち、次に掲げる施設等に係るものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業（同条第9項に規定する重度障害者等包括支援を行う事業を除く。）を行う事業所
- (2) 支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設
- (3) 支援法第5条第18項に規定する相談支援を行う事業所
- (4) その他市長が特に必要と認めた施設

2 前項の規定にかかわらず、施設整備について国要綱の第2の5に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の対象とする者は、国要綱第2の4の表の①欄に掲げる施設の種類ごとに、③欄に掲げる設置者とする。

(補助金の額)

第4条 補助額は、別表に掲げる補助事業区分ごとに、同表に掲げる対象経費と補助基準額を比較して、少ない方の額（補助事業区分2の事業の場合はその額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額）に同表に掲げる補助率を乗じて得た額

とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助対象事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市障害福祉サービス事業所等整備費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更(市長が定める軽微な変更を除く)をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容のうち、次の事項を変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 建物の規模、構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の一部又は全部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式

第15号)により市長に報告しなければならない。なお、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させることがあること。

- (8) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 事業を行うために締結するいかなる契約についても、市が行う契約に準拠すること。
- (11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金並びに公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。
- (12) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (13) 補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておくこと。
- (14) その他市長が必要と認める事項

2 補助対象事業者が前項各号の条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、市に納付させることがある。
(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、千葉市障害福祉サービス事業所等整備費補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更交付の申請等)

第8条 第6条第1号の規定による承認を受けようとするとき、及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉県障害福祉サービス事業所等整備費補助事業変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉県障害福祉サービス事業所等整備費補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、通知するものとする。

3 第6条第3号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県障害福祉サービス事業所等整備費補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 規則第10条の規定による状況報告をしようとするときは、工事の着工状況について作成した千葉県障害福祉サービス事業所等整備費補助事業工事着工報告書(様式第6号)を着工日から5日以内に、補助金の交付決定に係る年度の12月末現在で作成した千葉県障害福祉サービス事業所等整備費補助事業工事進捗状況報告書(様式第7号)を該当年度の1月10日までに、それぞれ市長に提出して行わなければならない。ただし、施設整備と重度障害者グループホーム等施設整備を併せて行う事業者において、内容が重複する場合は、施設整備の報告書の提出のみで足りるものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告をしようとするときは、補助事業が完了した日から30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに千葉県障害福祉サービス事業所等整備費補助事業実績報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、千葉県障害福祉サービス事業所等整備費補助金年度終了報告書(様式第9号)をこの補助事業の交付決定に係る市の会計年度の翌年度の4月15日までに市長に提出し

なければならない。

(額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、千葉県障害福祉サービス事業所等整備費補助金額確定通知書(様式第10号)によるものとする。

(交付の請求)

第12条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉県障害福祉サービス事業所等整備費補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉県障害福祉サービス事業所等整備費補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第13条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉県障害福祉サービス事業所等整備費補助金交付決定取消通知書(様式第13号)によるものとする。

(返還命令)

第14条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉県障害福祉サービス事業所等整備費補助金返還命令書(様式第14号)によるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、千葉県障害福祉サービス事業所等整備費補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 千葉市社会福祉施設建設費等補助金交付要綱（平成6年3月3日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

補 助 者	補助事業区分	対 象 経 費	補助基準額	補 助 率
第 3 条 に 定 め る 者	1. 施設整備 (創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備)	国要綱別表 1-2 の第 3 欄に規定する対象経費と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く)の場合は、寄付金収入額を除く)を控除した額とを比較して少ない方の額	国庫補助基準額とする。	3 / 4
第 3 条 に 定 め る 者	2. 施設整備 (1 以外の事業)	国要綱別表 1-6, 別表 5 の第 3 欄に規定する額	国要綱別表 1-6, 別表 5 の第 2 欄に規定する基準額とする。	3 / 4
第 3 条 に 定 め る も の の うち、重度障害者グループホーム等事業所(※1)を整備する者	3. 重度障害者グループホーム等施設整備	施設整備費(※2)と設備整備費(※3)の合計額から寄付金その他の収入額を控除した額	15,000 千円 (住居・事業所ごと)	3 / 4

(※1) 重度障害者グループホーム等とは、次のアからウまでのいずれかに該当する者(重度障害者)を中心に受け入れを行う共同生活援助事業所及び生活介護事業所をいう。

ア 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害者

イ 別表 2 に定める医療行為を 1 以上必要とする障害者で、本市が

支給決定を行った者

ウ 障害支援区分5以上であり、多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められる者のうち、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）の別表二における行動関連項目の点数の合計が15点以上であると千葉市により判定された者

(※2) 施設整備に必要な工事費等（国要綱に基づく国庫補助基本額を上回る経費に限る。）

(※3) 医療・介護機器等の購入費

別表2

(1)	人工呼吸器の管理	(6)	導尿
(2)	気管切開部の処置	(7)	点滴の管理
(3)	たん吸引	(8)	浣腸
(4)	経管栄養	(9)	摘便
(5)	中心静脈栄養		